十三　公務員から拿捕された場合において、陸揚港において漁業監督官又は海上保安官（以下「漁業監督官等」という。）の下に出頭するよう指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

十四　前号の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

イ　漁具に付された封印を除去しないこと。

ロ　陸揚港において漁業監督官等の下に出頭するまで、操業しないこと。

ハ　漁業監督官等の下に出頭したときは、速やかに、拿捕の際に作成された検査調書を当該漁業監督官等に提出すること。

十五　船長は、公務員が安全に乗下船できるように、適当な方法を講じなければならない。

十六　ロシア連邦の発給する許可証（以下「ロシア連邦の許可証」という。）により操業の対象として認められているさけ・ます類以外の水産動植物を採捕してはならない。これらの水産動植物を偶然に漁獲した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。

十七　ロシア連邦により使用を認められていない漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。

十八　前二号に定めるもののほか、ロシア連邦の許可証に記載された漁獲割当量、漁具、操業期間等に係る操業条件及び外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

○農林水産省告示第二千三百三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月三十日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

船舶の総トン数別の区分	隻数
次に掲げる船舶	九
一　旧トン数適用船舶であって四十八トン未満のもの	
二　旧トン数適用船舶以外の船舶であって四十トン未満のもの	

備考　旧トン数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶（昭和五十七年七月十八日以降に建造され、又は建造に着手された船舶であって、船舶測度法（昭和二十六年法律第二百四号）附則第三条第二項の特定修繕船舶の行われた船舶を除く。）を除く。）をいう。

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年二月二十八日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付ける。

一　毎日、鯨の捕獲頭数を農林水産大臣に報告しなければならない。

二　農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要があると認めて水域ごとにミンク鯨又は歯鯨の捕獲の停止期間を定めた場合には、当該期間内において捕獲してはならない。

三　ミンク鯨については、農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため捕獲を停止しておく必要がないと認め、捕獲の停止を解除する日を定めて通知するまでは、これを捕獲してはならない。

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成22年度の平成22年９月末における国庫歳入歳出の状況は、次のとおりである。

平成22年11月30日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	37,396,000,000	2,726,081,461	2,407,635,193	5,133,716,655	△32,262,283,344	13.7
租税	36,372,000,000	2,647,236,913	2,113,534,604	4,760,771,518	△31,611,228,481	13.0
所得税	12,614,000,000	2,164,085,779	1,215,553,193	3,379,638,973	△9,234,361,026	26.7
法人税	5,953,000,000	—	4,869,458	4,869,458	△5,948,130,541	0.0
相続税	1,271,000,000	104,951,094	131,207,094	236,158,189	△1,034,841,810	18.5
消費税	9,638,000,000	243,050,893	—	243,050,893	△9,394,949,106	2.5
酒税	1,383,000,000	11,736,617	131,152,197	142,888,815	△1,240,111,184	10.3
たばこ税	827,000,000	27,453,107	126,979,136	154,432,243	△672,567,756	18.6
揮発油税	2,576,000,000	16,648,169	238,114,864	254,763,034	△2,321,236,965	9.8
石油ガス税	12,000,000	663,362	1,076,115	1,739,478	△10,260,521	14.4
航空機燃料税	77,000,000	537,871	12,496,876	13,034,747	△63,965,252	16.9
石油石炭税	480,000,000	—	41,498,329	41,498,329	△438,501,670	8.6
電源開発促進税	330,000,000	236,349	55,032,047	55,268,397	△274,731,602	16.7
自動車重量税	447,000,000	33,800,104	36,735,709	70,535,814	△376,464,185	15.7
関税	756,000,000	43,192,585	116,422,063	159,614,648	△596,385,351	21.1
とん税	8,000,000	878,121	2,392,492	3,270,613	△4,729,386	40.8
地価税	—	13	1,805	1,819	1,819	—
旧税	—	2,842	3,219	6,061	6,061	—
印紙収入						
印紙収入	1,024,000,000	78,844,548	294,100,588	372,945,137	△651,054,862	36.4
官業益金及官業収入						
官業収入	15,905,537	100,883	5,776,205	5,877,088	△10,028,448	36.9
政府資産整理収入	826,267,286	9,365,641	41,406,761	50,772,402	△775,494,883	6.1
国有財産処分収入	128,671,249	4,643,596	18,804,354	23,447,950	△105,223,298	18.2
回収金等収入	697,596,037	4,722,045	22,602,406	27,324,452	△670,271,584	3.9
雑収入	9,758,019,796	134,282,266	3,498,100,944	3,632,383,210	△6,125,636,585	37.2
国有財産利用収入	73,753,932	2,740,166	41,720,355	44,460,521	△29,293,410	60.2
納付金	632,053,200	22,281,518	239,547,604	261,829,123	△370,224,076	41.4
諸収入	9,052,212,664	109,260,581	3,216,832,983	3,326,093,565	△5,726,119,098	36.7
公債金						
公債金	44,303,000,000	5,564,999,858	15,641,999,392	21,206,999,251	△23,096,000,748	47.8
合計	92,299,192,619	8,434,830,112	21,594,918,497	30,029,748,609	△62,269,444,009	32.5